

2025年度（令和7年度） 袖師保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	個人立袖師保育園
代表者氏名	園長 横山友宏
所在地	静岡市清水区横砂本町20番8号
電話番号	054-366-0334
法人設立年月日	昭和23年（1948年）12月21日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	・乳幼児保育
運営方針	<p>園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営する。</p> <p>健康、安全で情緒の安定した生活ができるように配慮し健全な心身の発達を図る。</p> <p>家庭との連携を図り保護者に対する支援を行う。</p> <p>子育て家庭に対する支援のために保育に関する相談や助言など積極的に行う。</p>

3 施設の概要

施設の種類	保育所	
施設の名称	袖師保育園	
開設年月日	昭和23年（1948年）年 12月21日	
施設の所在地	静岡市清水区横砂本町20番8号	
連 絡 先	電話番号 054-366-0334 FAX番号 054-365-9248	
事業所番号	23206	
管 理 者	園長 横山友宏	
利用定員	満3歳以上の児童【2号】 満1歳以上満3歳未満の児童【3号】 満1歳未満の児童【3号】	60人 21人 9人
職員数	22人	
嘱託医	こうのファミリークリニック 河野明彦 TEL 054-355-5730 曽雌歯科医院 曽雌裕之 TEL 054-369-0427	

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
保育を提供する時間	開園時間 月～金 土	午前7時30分 から 午後6時30分 午前7時30分 から 午後4時
	保育標準時間認定	開園時間の範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分（月～金曜日）までの範囲内で長時間保育を実施。

(利用者負担その他の費用の種類)

特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

対象	時間	料金
保育短時間認定	平日：午前7時30分 から 8時30分までに登園	1人1回につき200円
	平日：午後4時30分 ら 6時30分まで	
	土曜：午前7時30分 から 8時までに登園	
保育標準時間認定	午後6時30分 から 6時40分	1人1回につき200円
保育短時間認定 (月～金)	午後6時40分以降 ※預かり時間は、午後7時までです。	1人1回につき1,000円
保育標準時間認定 保育短時間認定 (土)	午後4時00分 から 4時10分 午後4時10分以降 ※預かり時間は、午後4時30分までです。	1人1回につき200円 1人1回につき1,000円

5 施設・設備等の概要

敷地	面 積	1402.46m ²	
建物	構 造	木造 1階建	
	延床面積	667.37m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	乳児室	1室	48.42m ²
	ほふく（1才児）	1室	50.88m ²
	保育室（2歳児）	1室	41.25m ²
	保育室（3歳以上児）	3室	49.50m ²
	保育室兼遊戯室	1室	132.00m ²
	事務室・保健室	1室	39.60m ²
	調理室・配膳棚等	1室	52.65m ²

本園では「静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和7年4月1日現在）

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	園長		
主任保育士	1人	保育士		
保育士	12人	保育士	4人	保育士
調理員	3人	調理師	1人	
事務員	1人			

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成30年4月1日厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。 (標準時間保育の場合)

0・1・2歳児		3・4・5歳児	
7：30	早朝保育・健康観察	7：30	早朝保育・健康観察
8：30	登園・健康観察	8：30	登園・健康観察
	あいさつ・持ち物整理・遊び		あいさつ・持ち物整理・遊び
9：00	排泄・手洗い	9：00	排泄・手洗い
	朝の会		朝の会
9：30	出席調べ・おやつ	9：30	出席調べ
10：00	年齢遊び・散歩	10：00	運動・リズム・絵本・絵画・制作・園外保育・折り紙
	保育者や友達と一緒に遊ぶ		年長組=鼓笛練習
	粘土・クレヨンで遊ぶ		
	戸外遊び		
11:20	排泄・手洗い・給食準備 給食	11:30	排泄・手洗い・給食準備 給食
12：30	保育者による読み聞かせ (紙芝居・絵本など)	12：45	保育者による読み聞かせ (紙芝居・絵本など)
12：45	排泄・午睡準備 午睡	13：00	排泄・午睡準備 午睡
15：00	手洗い・おやつ 遊び	15：00	手洗い・おやつ 遊び
	保育者や友達と一緒に遊ぶ		
16：00	帰りの会・降園準備	16：00	帰りの会・降園準備

(3) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものを認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診し結果を保護者へお知らせいたします。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行い結果を保護者へお知らせいたします。

(5) その他

子育て支援事業の実施

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 令和元年10月より3歳（年少組）から5歳（年長組）までは保育料は無償となりました。

(3) 保育の提供に要する実費に係る徴収

（1）に掲げる保育料のほか、実費として幼児組は主食費、副食費、肝油代を徴収いたします。

ワーク代、道具代、被服費、保護者会費を負担していただきます。

※上記のほか、園外保育（遠足）保護者の交通費等、必要な実費は隨時お知らせします。

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用児童が小学校に就学したとき。

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	損保ジャパン	
保険の種類	団体傷害保険	
保険の内容	1事故につき 1名につき	10億円 1億円

12 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：港北消防署 届出日：平成18年10月 防火管理者：事務 横山陽子
防災設備	自動火災報知機、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 横山友宏
-------------	---------

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	園長 横山友宏
苦情受付担当者	主任保育士：田中恵美 および 各クラス担任
第三者委員	杉山実佳子
	山西敏江
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。

15 上記の重要事項説明書を確認いただき、同意書への入力をお願いいたします。

同意書入力フォーム <https://forms.gle/LKtLBf3sV3JcX7XA6>

